

令和 6 年度 償却資産(固定資産税)申告の手引

提出期限：令和 6 年 1 月 31 日（水）
～早期（1 月 20 日頃まで）の提出をお願いします～

1 月 1 日時点で償却資産（詳細は 2 ページ参照）を所有している方は、申告義務があります。

● このような方に申告書をお送りしています

- (1) 昨年度までの申告により固定資産課税台帳に登録がある
- (2) 個人開業届／法人市民税届 を提出した
- (3) 共同住宅等の事業用建物を所有した など

● このような場合も申告が必要です

- (1) 該当する資産がない
- (2) 前年と資産状況が変わらない
- (3) 全ての資産を手放した
- (4) 所有資産が少額（課税標準額150万円未満）

申告方法

☞申告書類等は、久喜市ホームページからもダウンロードできます。

(1) 郵送による申告

申告書（控用）に受領印が必要な場合は、**必ず切手を貼った返信用封筒を同封**してください。
(返信用封筒がない場合は返送できません。)
なお、受領印が不要の場合は、申告書（控用）はお手元で保管してください。

(2) eLTAX(エルタックス)による電子申告

詳しくは「eLTAX」ホームページをご覧ください。(https://www.eltax.lta.go.jp/)

(3) 窓口に持参

感染症拡大防止のため、できるだけ電子申告または郵送での申告にご協力下さい。
作成済の申告書は、久喜市役所のほか、各支所の市民係（総合窓口）でも提出できます。

申告書の提出・お問い合わせ先

久喜市役所 総務部 資産税課 家屋係
〒346-8501 埼玉県久喜市下早見 85 番地 3
TEL 0480-22-1111 (内線 2730)
FAX 0480-22-3319
(受付時間 平日 8:30-17:15)

【目次】

- I 償却資産の申告について……………1
- II 償却資産について……………2
- III 償却資産の評価と課税……………7
- IV その他……………10
- V 償却資産 Q&A ……………11
- VI 償却資産申告書の書き方……………13



久喜市
K U K I

I 償却資産の申告について

1 申告していただく方

しょうきやく 償却資産（事業用資産）は、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象のひとつです。

工場や店舗の経営、駐車場やアパートの貸付など、事業を行っている法人や個人の方は、毎年1月1日現在の久喜市内にある償却資産の状況について、申告が必要です。〔地方税法第383条〕

また、償却資産を所有していない方や、廃業・休業・移転した方も、申告書中の「18.備考欄」に必要な事項を記入して必ず申告してください。

2 提出する書類

※申告書類の書き方については、p 13～18 を参照してください。

(1) 今年度から初めて申告される方

- 令和6年1月1日現在、久喜市内に所有する全ての償却資産を申告してください。

令和6年1月1日 時点の状況	提出書類			申告書記入方法・留意事項 (申告書右下「18.備考」欄)
	償却資産 申告書	増加資産 全資産用	減少 資産用	
償却資産あり	●	●		「1.資産増減あり」に○ ※久喜市内に所在する全ての減価償却資産が記載 されている書類の写しを添付してください (減価償却明細書・固定資産台帳・確定申告書 等)
償却資産なし	●			「3.該当資産なし」に○ 「次年度以降の資産増加予定」の有無に○

(2) 前年度までに申告したことがある方

- 令和5年1月2日から令和6年1月1日までの間に増減があった償却資産を申告してください。
- 前年度までに申告された全ての資産は、同封の「償却資産種類別明細書」に印字されています。
- 前年度までの申告がもれていた資産があれば、**摘要欄に「申告もれ」と記入し、併せてご申告ください。**

令和6年1月1日 時点の状況	提出書類			申告書記入方法・留意事項 (申告書右下「18.備考」欄)
	償却資産 申告書	増加資産 全資産用	減少 資産用	
資産に増減なし	●			「2.増減なし」に○ 取得価額の記入は不要です
増加資産あり	●	●		「1.資産増減あり」に○ 増加資産を種類別明細書に記入してください
減少資産あり	●		●	「1.資産増減あり」に○ 減少資産を種類別明細書に記入してください
廃業・解散・転出	●			「4.廃業・解散・転出・合併等」のいずれかに○ 事由発生日を記入してください

(3) 電算処理により申告をされる方

償却資産申告書	<ul style="list-style-type: none">全国統一様式（第26号様式）により、記載事項の全てを記載してください。評価額(ホ)欄、決定価格(ヘ)欄及び課税標準額(ト)欄について、必ず記載してください。
種類別明細書	<ul style="list-style-type: none">必ず全資産を申告してください。全資産について、評価額を記載してください。評価額の最低限度額は、取得価額の5%に相当する額です。(備忘価額の1円ではありません。)資産の減少があった場合は、減少した資産を記載した「種類別明細書」も提出してください。課税標準額の特例の適用がある場合には、その特例率及び課税標準額を記載してください。

II 償却資産について

1 償却資産とは

償却資産とは、**土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産**で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものも含む。）をいいます。

(1) 償却資産の種類と具体例

資産の種類		具体例
1 構 築 物	構築物	構内舗装、駐車場の舗装路面、門、塀、フェンス、外灯、看板(広告塔)、緑化施設、外構工事、簡易物置、テント倉庫、ビニールハウス 等
	建物附属設備	変電設備、自家発電設備、生産用又は特定業務用の電気設備、壁面サイン工事、建物から独立した諸設備 等
	建物の所有者と異なる者(テナント等)が施工した設備	店舗内造作設備、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備、空調設備 等
2	機械及び装置	工業用機械、医療用機械、その他各種業務用機械及び装置(下表参照) 太陽光発電設備、土木建設機械(ブルドーザー、パワーショベル) 等
3	船舶	漁船、ボート、釣船、貨物船、遊覧船 等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車(分類番号が0・00～09、000～099、9・90～99及び900～999のもの)、フォークリフト、台車、各種運搬具 等 ※自動車税、軽自動車税の課税対象となるものを除く
6	工具・器具及び備品	事務机、椅子、パソコン、テレビ、プリンター、応接セット、金庫、ルームエアコン、看板、キャビネット、各種業務用機器、厨房用品、金型、工具 等

(2) 業種ごとの主な償却資産

業種	具体例
共通	パソコン、コピー機、LAN 設備、エアコン、ロッカー、キャビネット、レジスター、金庫、看板、外構工事(駐車場舗装・門・フェンス・植栽等)、内装・内部造作(テナントの場合)、防犯カメラ、簡易間仕切り、机・椅子、応接セット、タイムレコーダー、自動販売機 等
飲食業	カウンター、厨房設備、冷蔵庫、冷凍庫、製氷機、給水器、食洗器、カラオケ機器、音響設備 等
小売業	ショーケース、陳列棚、冷蔵ケース、電子秤、肉切断機、包装機、POS システム、日よけ 等
理容・美容業	理・美容椅子、シャンプーユニット、洗面設備、消毒殺菌器、タオル蒸器、理容・美容機器 等
医業・薬局業	各種医療機器(手術台、X線装置、CT・MRI 装置、心電計、電気血圧計、歯科ユニット等)、検査機器、調剤機器、薬品棚、ベッド、モニター、テレビ、待合室用いす、事務機器 等
不動産貸付業(アパート経営等)	門、フェンス、植栽、外灯、側溝、館名板、駐車場舗装、自転車置場、ごみ置場、宅配ボックス、エアコン、インターネット工事、太陽光発電設備(家屋の屋根材を除く)、その他屋外設備 等 ※これらは土地や家屋の評価には含まれず、償却資産として課税されます
駐車場業	アスファルト舗装、車止め、フェンス、駐車装置、料金精算機、屋外照明設備 等
自動車整備業・ガソリンスタンド	旋盤、プレス、溶接機、クリーナー、グラインダー、ドリル、ホーニング、コンプレッサー、ジャッキ、クレーン、充電器、照明設備、消火設備、洗車機、ガソリン計量器、地下タンク 等
建設業	大型特殊自動車(ブルドーザー・パワーショベル・フォークリフト等)、発電機、ミキサー、ポンプ 等
製造業	金属製品製造設備、食品製造設備、工場等の電気・給排水設備、旋盤、プレス、モーター、ポンプ、ボイラー、梱包機、コンベア、測定工具、検査工具 等
農業	ビニールハウス、屋外電気・給排水設備、トラクター(大型特殊自動車)、田植機、農業用機械 等

2 償却資産の申告対象

(1) 申告の対象となる資産

令和6年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。
また、次のような資産も申告の対象となります。**申告もれとなりやすい資産**ですので、ご注意ください。

- ① 償却済資産（耐用年数を経過後も事業の用に供している資産）
- ② 簿外資産（帳簿には記載されていないが、事業の用に供することができる資産）
- ③ 赤字決算等で減価償却を行っていないが、本来減価償却が可能な資産
- ④ 建設仮勘定で経理されている資産
- ⑤ 遊休資産（いつでも稼働できる状態にある資産）
- ⑥ 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- ⑦ リース資産（資産所有者が他の者に貸し付けている資産）
- ⑧ 社宅用、寮用など福利厚生のに供する資産
- ⑨ 使用可能期間が1年未満または取得価額が20万円未満であっても、**個別に減価償却**している資産
- ⑩ **租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等**をしている資産（中小企業者等の少額資産の特例を適用した資産）

※ 資産の価値を増加させるための費用は、「改良費」として本体とは別に申告してください。

(2) 申告の対象とならない資産

次のような資産は、償却資産の課税対象ではありませんので、申告は不要です。

- ① 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの（小型特殊自動車など）
- ② 無形減価償却資産（加入権・営業権等の権利、コンピューターソフトウェアなど）
- ③ 取得価額が10万円未満で、税務会計上、一時損金・必要経費に算入された資産
- ④ 取得価額が20万円未満で、税務会計上、3年で一括償却している資産
- ⑤ 耐用年数が1年未満の資産
- ⑥ 繰延資産（開業費・開発費・負担金など）
- ⑦ 棚卸資産（貯蔵品・商品など）
- ⑧ 果樹・生物（観賞用・興行用のものは申告対象です。）

(3) 少額減価償却資産の取扱い

	取得価額	国税の取扱い	固定資産税(償却資産)の取扱い
個人の場合 (平成11年1月1日以降に取得した資産)	10万円未満	必要経費	申告対象外
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
法人の場合 (平成10年4月1日以降に開始された事業年度に取得した資産)	10万円未満	損金算入	申告対象外
		3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
20万円以上	減価償却	申告対象	

※「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度」により30万円未満の減価償却資産（合計額300万円まで）を必要経費又は全額損金算入した場合は、**申告対象**となります。

3 国税との主な違い

固定資産税（償却資産）と国税では取扱いが異なる点がありますので、ご注意ください。

項目	国税の取扱い 【法人税・所得税】	地方税の取扱い 【固定資産税（償却資産）】
計算の期間	事業年度（決算期）	暦年・賦課期日（1月1日）
減価償却の方法	定率法、定額法等の選択制度 （建物並びに平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物は定額法）	定率法を適用 （『固定資産税評価基準』に定められた減価率を用いる）
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1/2）
圧縮記帳	認められます	認められません（※1）
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認められます	認められません
増加償却 （所得税法・法人税法）	認められます	認められます（※2）
評価額の最低限度	備忘価額（1円）	取得価額の5%
改良費の評価方法	原則区分評価	区分評価（資産と改良費を分けて評価）
中小企業者等の少額資産 の損金算入の特例 （租税特別措置法）	認められます	認められません （課税対象になります）

（※1） 圧縮記帳の制度は認められていませんので、**圧縮前の取得価額を申告してください。**

（※2） 増加償却を適用した資産がある場合は、税務署長または国税局長の承認を受けたことを証する書類の写しを申告書とともに提出してください。

4 リース資産について

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している人（会社）が申告する場合と、実際に資産を借りて事業をしている人（会社）が申告場合があります。

リース契約の内容	申告者
通常の賃貸借契約によるリース（所有権移転外リース等） ▶リース期間満了後、貸主に返却	貸主
売買にあたるようなリース資産 ▶リース期間満了後、借主の所有物となる	借主

※ 平成19年度の税制改正により平成20年4月1日以降に契約を締結した「所有権移転外ファイナンス・リース」については、所得税・法人税における所得の計算上、売買取引として取扱うよう変更されましたが、固定資産税（償却資産）においては、従前のおり所有者である貸主（リース会社等）が申告する必要がありますのでご注意ください。

※ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項または所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のものは申告対象外です。

5 家屋と償却資産の区分

固定資産税においては、家屋と償却資産を区分して評価します。事業用家屋(事業所、店舗、アパート等)の所有者がその家屋に取り付けた建物附属設備には、家屋で評価するものと償却資産で評価するものがあります。償却資産に該当するものは申告が必要です。

① 家屋と設備等の所有者が同じ場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの、取り外しが容易で別の場所に自在に移動できるもの等は、償却資産として取り扱います。

② 家屋と設備等の所有者が異なる場合

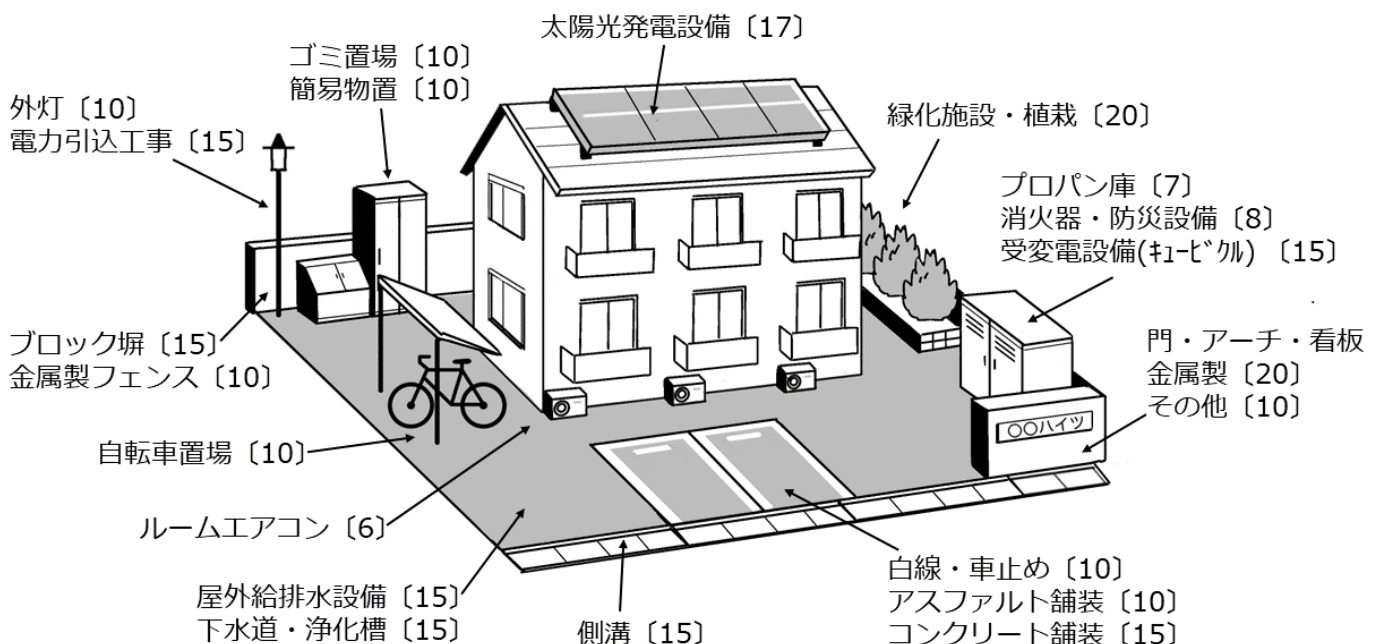
テナント等で、家屋の所有者と異なる者(賃借人)が取り付けた家屋の附属設備(内装、床仕上、天井仕上、電気設備、給排水設備、ガス設備等)で、事業の用に供することができる資産は、賃借人が所有する償却資産となり、賃借人からの申告が必要です。

(1) 賃貸住宅・貸駐車場を営んでいる方へ

下図のようなものは家屋の評価には含まれないため、償却資産として別途申告が必要です。

※確定申告等で、新築工事に要した経費を「建物一式」としてまとめて減価償却している場合は、建物を除く構築物等の資産それぞれの名称・数量・取得価額を「工事見積書」等の内訳から抜き出して申告してください。

※〔 〕は主な耐用年数



(2) 家屋と償却資産の区分表

※家屋と設備等の所有者が異なる（テナント等）場合は、下記の設備は全て償却資産です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係が同じ場合 (自己所有家屋に取り付けた設備等)		
			家屋 として評価	償却資産 として評価	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	●		
電気設備	受変電設備	設備一式（キュービクル等）		●	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		●	
	中央監視設備	設備一式		●	
	電灯コンセント設備、 照明器具設備	屋外設備一式		●	
		屋内設備一式		●	
	電力引込設備	引込工事		●	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			●
		上記以外の設備（エレベーター・空調設備用等）		●	
	電話設備	電話機、交換機等の機器			●
		配管・配線、端子盤等		●	
	LAN 設備	設備一式			●
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			●
		配管・配線等		●	
	監視カメラ (ITV) 設備	受像機（テレビ）、カメラ、録画装置等の機器			●
配管・配線等			●		
避雷設備	設備一式		●		
火災報知設備	設備一式		●		
給排水衛生 設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		●	
		屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等	●		
	給湯設備	局所式給湯設備（洗面台等に直結の電気温水器等）			●
		局所式給湯設備（ユニットバス用等、給湯配管を伴うもの）、中央式給湯設備		●	
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			●
屋内の配管等			●		
衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）		●		
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			●	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等		●		
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		●	
		上記以外の設備		●	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			●
		上記以外の設備		●	
その他の 設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		●	
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（ダムウェーター）等		●	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			●
		上記以外の設備（給湯室のミニキッチン等）		●	
その他の設備	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、広告塔、POS システム、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、ゴミ処理設備、メールボックス、機械式駐車設備（ターゲールを含む）、駐輪設備、カーテン・ブラインド等			●	
屋外設備	外構工事	工事一式（舗装・門・塀・緑化施設等）		●	

※一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

Ⅲ 償却資産の評価と課税

1 償却資産の価格と課税について

(1) 納税義務者等

納税義務者	賦課期日（1月1日）現在における償却資産の所有者が、納税義務者となります。
価格の決定	課税対象資産一品ごとに、取得価額を基礎として、取得後の経過年数・耐用年数に応じて定率法による減価償却計算を行い、価格（評価額）を決定します。
課税標準額	賦課期日現在の償却資産の価格で、償却資産課税台帳に登録されたものをいいます。
税率	1.4%
免税点	全資産の課税標準額の合計が150万円（免税点）未満の場合は課税されません。
納期限	納期は、5・7・12・2月末の年4回です。

(2) 評価額の計算方法

- 償却資産の評価は、資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、資産一品ごとに算出します。
- ・初年度の評価額は、取得月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。
 - ・算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

前年中に取得した資産（初年度）	取得価額 × (1 - 減価率 ÷ 2)
前年前に取得した資産（2年度目以降）	前年度評価額 × (1 - 減価率)

【計算例】 取得価額：250,000円、取得年月：令和5年5月、耐用年数：4年のパソコンの場合

■ 減価残存率 耐用年数4年 前年中取得のもの…0.781 前年前取得のもの…0.562

令和6年度	250,000円 × 0.781 = 195,250円
令和7年度	195,250円 × 0.562 = 109,730円
令和8年度	109,730円 × 0.562 = 61,668円
令和9年度	61,668円 × 0.562 = 34,657円
令和10年度	34,657円 × 0.562 = 19,477円
令和11年度	19,477円 × 0.562 = 10,946円 < 12,500円

※令和11年度で算出額が取得価額の5%（12,500円）より小さくなりますので、以降12,500円で評価されます。

(3) 課税標準額および税額

①課税標準額は、各資産の評価額を合算して算出します。ただし、課税標準の特例（p9参照）を受けた場合は、該当資産の評価額にそれぞれの特例率を乗じて得た額をもとに課税標準額を算出します。

②税額は、課税標準額に基づき算出します。ただし、課税標準額の合計が150万円（免税点）未満の場合は課税されません。

$$\boxed{\text{課税標準額 (千円未満切捨)}} \times \boxed{\text{税率 (1.4\%)}} = \boxed{\text{税額 (百円未満切捨)}}$$

【計算例】 課税標準額：7,654,321円の場合

$$\begin{array}{l} 7,654,000 \text{円} \times 1.4\% = 107,156 \text{円} \rightarrow 107,100 \text{円} \\ \text{課税標準額} \qquad \text{税率} \qquad \qquad \qquad \text{税額} \\ \text{(千円未満切捨)} \qquad \qquad \qquad \qquad \text{(百円未満切捨)} \end{array}$$

〈減価残存率表〉

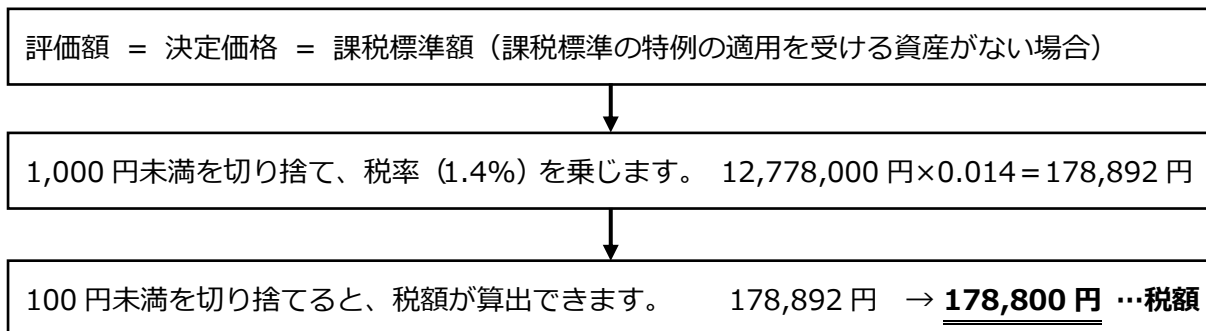
*「固定資産評価基準」別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 1-(減価率/2)	前年前取得 1-減価率			前年中取得 1-(減価率/2)	前年前取得 1-減価率			前年中取得 1-(減価率/2)	前年前取得 1-減価率
				11	0.189	0.905	0.811	21	0.104	0.948	0.896
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095	0.952	0.905
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092	0.954	0.908
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866	26	0.085	0.957	0.915
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873	27	0.082	0.959	0.918
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880	28	0.079	0.960	0.921
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886	29	0.076	0.962	0.924
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891	30	0.074	0.963	0.926

(4) 計算例 (概算)

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	評価額	合計
舗装路面 (コンクリート敷)	R5.09	2,700,000 円	15 年	0.142	2,700,000 円 × 0.929* = <u>2,508,300 円</u>	令和 6 年度 課税標準額 <u>12,778,320 円</u>
ルーム エアコン	R4.11	500,000 円	6 年	0.319	① 令和 5 年度 500,000 円 × 0.840* = 420,000 円 ② 令和 6 年度 420,000 円 × 0.681* = <u>286,020 円</u>	
太陽光発電設備 (再生可能エネルギー 事業者支援事業費 補助金を受けて いるもの) 特例率 1/3	R5.05	16,000,000 円	17 年	0.127	① 16,000,000 円 × 0.936* = 14,976,000 円 ② 特例率 1/3 を適用 14,976,000 円 × 1/3 = 4,992,000 円 14,976,000 円 - 4,992,000 円 = <u>9,984,000 円</u>	

*上表〈減価残存率表〉参照



2 非課税・課税標準の特例

(1) 非課税となる償却資産

地方税法第 348 条及び同法附則第 14 条の規定により、非課税となる資産があります。
 該当資産をお持ちの方は、「**固定資産税非課税規定の適用申告書**」をご請求の上、必要事項を記入し、
 非課税内容に係る資料とともにご提出ください。

(2) 課税標準の特例について

地方税法に規定する一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税
 が軽減されます。該当資産をお持ちの方は、特例適用を確認できる資料（届出書、許認可書の写し等）を
 添付の上、「**固定資産税の課税標準の特例に係る届出書**」を提出してください。

※様式は、久喜市ホームページからダウンロードできます。

〈課税標準の特例適用資産〉（抜粋）

令和 5 年 9 月現在

特例対象資産	根拠規定		取得時期	特例率	添付書類	
汚水又は廃液の処理施設	第 2 項第 1 号		R4.4.1～ R6.3.31	1/2 (久喜市の場合)	・特定施設設置（使用・変更）届出書の写し	
ごみ処理施設	第 2 項第 2 号		R4.4.1～ R6.3.31	1/2	・一般廃棄物処理施設 設置許可申請書の写し	
一般廃棄物の最終処分場	第 2 項第 3 号		R4.4.1～ R6.3.31	2/3	・一般廃棄物処理施設 設置許可申請書の写し	
産業廃棄物処理施設 (廃石綿等又は石綿含有産業 廃棄物の処理施設)	地 方 税 法 附 則 第 十 五 条	第 2 項第 4 号イ	R4.4.1～ R6.3.31	1/2	・産業廃棄物処理施設 設置許可申請書の写し	
産業廃棄物処理施設 (第 2 項第 4 号イ以外)		第 2 項第 4 号ロ	R4.4.1～ R6.3.31	1/3	・産業廃棄物処理施設 設置許可申請書の写し	
下水道除害施設		第 2 項第 5 号	R4.4.1～ R6.3.31	4/5 (久喜市の場合)	・除害施設新設等届出書の写し	
再生可能エネルギー 発電設備（太陽光） 1,000kw 未満		第 25 項第 1 号イ	R2.4.1～ R6.3.31	取得後 3 年度分 2/3 (久喜市の場合)	・再生可能エネルギー事業者支援事業費 補助金交付決定通知書の写し	
先端設備等		第 45 項	賃上げの表明 無し	R5.4.1～ R7.3.31	3 年間 1/2	・工業会証明書の写し ・認定を受けた先端設備等導入計画の写し ・先端設備等導入計画の認定書の写し ・従業員へ賃上げ方針を表明したことを 証する書面の写し
	賃上げの表明 有り		R5.4.1～ R6.3.31	5 年間 1/3		
	賃上げの表明 有り		R6.4.1～ R7.3.31	4 年間 1/3		
先端設備等	旧 法	附則第 64 項		R3.4.1～ R5.3.31	取得後 3 年度分 ゼロ (久喜市の場合)	・工業会証明書の写し ・認定を受けた先端設備等導入計画の写し ・先端設備等導入計画の認定書の写し

※上記以外で該当する資産については、久喜市ホームページにてご確認ください。

IV その他

1 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由なく申告をしない場合、地方税法第 386 条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第 368 条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがあります。

また、虚偽の申告をされますと地方税法第 385 条の規定により罰金等を科せられることがあります。1 月 31 日までに必ず申告をお願いいたします。

2 申告書の書き方がわからない場合

P13 以降に記載例がございますので、ご覧の上記入をお願いします。
説明が必要な場合は、以下の資料をご用意の上、資産税課償却担当までお問い合わせください。

■資産の取得年月及び取得価額の分かる書類

・固定資産台帳または簡易台帳 ・所得税青色申告決算書 ・法人税確定申告書 ・工事内訳書 等

※アパートを建築された方、また既存の店舗・事業所等を取得された方で、建物と駐車場等構築物を「一式」として取得された場合は、**建物を除く構築物等の資産それぞれの取得価額が必要**となりますので、あらかじめ施工業者や売主等に確認の上、明細（工事内訳書等）をご用意ください。

3 実地調査のお願い

申告書の内容が適正であることを確認するため、地方税法第 353 条及び第 408 条に基づき、実地調査・簡易調査（固定資産台帳を郵送していただく調査）を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

また、地方税法第 354 条の 2 に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。なお、実地調査に伴って資産の申告もれ等が判明した場合は、申告内容の修正をお願いすることがあります。ご理解ご協力のほど、お願いいたします。

4 過年度への遡及等(さかのぼり課税)について

調査に伴う申告内容の修正や資産の申告もれ等があった場合は、その年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで（地方税法第 17 条の 5 第 5 項に基づき、最大 5 年度分）遡及し、課税の修正をいたします。

過年度分について追加課税となった場合は、通常と異なり、納期は 1 回となりますのでご注意ください。

5 本人確認の実施

償却資産申告書の様式には、マイナンバー（個人番号）・法人番号の記載欄があります。申告の際は窓口でご本人様の確認をさせていただいておりますので、①番号確認資料と②本人確認資料をお持ちください。郵送による申告の場合は、①と②の写しを添付してください。

①番号確認資料

「個人番号カード」、「通知カード」、「住民票（個人番号付き）の写し」など

※「通知カード」については、当該通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る。

②本人確認資料

「個人番号カード」、「運転免許証」、「パスポート」など

※ 法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合は、本人確認資料の提示・添付は不要です。

※ 電子申告（eLTAX）にて個人番号を記載した申告書を提出する場合、マイナンバー制度施行後（平成 28 年 1 月以降）に電子申告にて申告書等をいずれかの地方公共団体に提出したことがある場合や、本人が個人番号カードにより申告書等に署名する場合には、本人の番号確認資料は添付不要です。

V 償却資産 Q&A

1 申告手続きについて

Q1 今回初めて申告書が送られてきました。なぜですか。

A1 償却資産は土地や家屋のような登記制度がないため、所有者が市に自ら申告しなければならない制度が法律で定められています。〔地方税法第 383 条〕市内に償却資産を所有していると思われる方で、まだ申告がない場合には、市から申告書を送付しています。

Q2 税務署へ確定申告をしていますが、市にも申告が必要ですか。

A2 必要です。固定資産税は市税、税務署への申告は国税（所得税や法人税）の計算のための申告です。また、国税と市税では償却資産の取扱いが異なる場合があります。（p4 参照）

Q3 昨年と資産状況に変更がない場合でも、申告は必要ですか。

A3 必要です。市では、申告年度の償却資産の変更の有無等について、申告等をもとに確認します。申告書右下にある 18 備考欄の「2.増減なし」に○をつけ、申告書を提出してください。（p13 参照）

Q4 資産を何も所有していない場合でも、申告は必要ですか。

A4 必要です。申告書右下にある 18 備考欄の「3.該当資産なし」および「次年度以降の資産増加予定」の有無に○をつけ、申告書を提出してください。（p13 参照）

Q5 少額の資産しかない場合は課税されないと聞きましたが、申告は必要ですか。

A5 課税の有無にかかわらず、事業用資産を所有している場合は申告が必要です。課税標準額の合計額が 150 万円未満の場合（免税点未満）は課税されませんが、免税点未満の判定は久喜市でさせていただきますので、ご申告をお願いします。

Q6 亡くなった方 / 廃業した会社の名義で申告書が届いたのですが、申告は必要ですか。

A6 必要です。廃業された場合は、申告書右下にある 18 備考欄の「廃業」等に○をつけ、廃業日を記入してご提出ください。（p13 参照）また、事業や資産を引き継いだ場合は、引き継いだ方（会社）の名義に修正して申告をお願いします。

※ 廃業等の申告がされないと、市内で事業を続けているとみなされますので、申告の督促等をさせていただきます場合があります。

Q7 市内に工場はありますが、本社は市外にあります。償却資産の申告は必要ですか。

A7 必要です。償却資産の申告は、資産が所在する市町村へ申告することになっています。この場合、久喜市内の工場に所在する償却資産のみ、久喜市へ申告を行ってください。

Q8 提出した申告内容に誤りがあった場合、どのようにしたらよいですか。

A8 修正申告として、再度申告をお願いします。その際、次のように書類を作成してください。

- | | | |
|---------|---|---|
| 償却資産申告書 | … | 修正後の内容で作成し、右下にある 18 備考欄に修正内容が分かるように記入してください。上部の余白に赤字で「修正」と記入してください。 |
| 種類別明細書 | … | 摘要欄に修正内容を記入する、最初に申告したものに赤字で修正を入れるなど、修正内容が分かるように記入してください。 |

- 土地や家屋と異なり、登記制度のない償却資産は、毎年 1 月 1 日（賦課期日）現在の資産状況を所有者に申告いただき、固定資産税の課税をしています。
- 法定の申告書提出期限を過ぎても、申告書は随時受け付けますので、必ず提出をお願いします。

2 申告対象資産について

Q1 「事業の用に供する」とは何ですか。

A1 「事業の用に供する」とは、事業を行ううえで使用するという意味です。

現に事業に使用している資産だけでなく、事業用として使用する目的をもって保有され、かつ、それが事業に使用することができる状態にあれば、申告対象となります。（p3 参照）

また「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続・反復して行うことをいい、営利や収益を得ることを目的とすることに限定されません。したがって、営利事業だけでなく、非営利や公共目的の活動であっても事業に該当します。（福利厚生施設や社宅の設備・備品等も事業用資産です。）

Q2 耐用年数が経過した古い資産も、申告の対象になりますか。

A2 申告対象になります。耐用年数を過ぎて償却済みの資産も、事業の用に供することができる状態にある限り、申告が必要です。なお、評価額の最低限度は取得価額の5%です。（1円ではありません。）

Q3 同一の資産（パソコン、テレビ等）を事業用にも家庭用にも使用している場合、これらの資産に固定資産税は課税されますか。

A3 課税されます。ご質問の備品は「事業の用にも供することができる資産」であるため、事業用と家庭用の使用の割合に関係なく償却資産に該当します。しかし、自転車及び荷車については、小売店等で家庭用にも使用しているような場合、非事業用の資産として取り扱い、固定資産税は課税されません。

Q4 資産の取得価額を書くにあたり、消費税はどうすればよいですか。

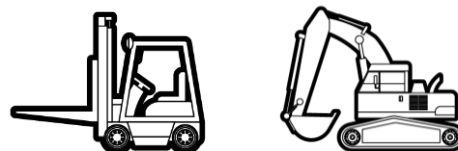
A4 税務会計上で採用している経理方法により異なります。

所得税及び法人税で税抜経理方式を採用している場合には消費税額を含まない金額が取得価額となり、税込経理方式を採用している場合には消費税額を含んだ金額が取得価額となります。

Q5 自動車の申告対象がよく分かりません。

A5 普通自動車・小型特殊自動車など、自動車税・軽自動車税の対象となっているものについては申告の必要はありません。特殊自動車の中で、次の要件をいずれか1つでも満たすものは大型特殊自動車となり、申告対象になります。

- ① 長さが4.7 mを超えるもの
- ② 幅が1.7 mを超えるもの
- ③ 高さが2.8 mを超えるもの
- ④ 最高速度が15km/時を超えるもの
- ⑤ 最高速度が35km/時以上の農耕作業用自動車



Q6 太陽光発電を設置したのですが、固定資産税は課税されますか。

A6 設置者、規模、売電の有無等により異なります。課税対象となる場合は申告が必要です。

※設備本体のほか、送電設備や電力量計、工事費等の設置費用も申告が必要です。

設置者	売電		自家消費型
	10kw以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kw未満の太陽光発電設備 (余剰売電)	
個人 (住宅用)	売電のための事業用資産となり、 課税対象	課税対象外	課税対象外
個人 (事業用)	課税対象 例) アパートの屋根、地上等で架台に乗せて設置しているもの		
法人	課税対象		

※家屋に一体の建材（屋根材など）として設置されたパネルは、家屋評価となりますので、申告は不要です。

VI 償却資産申告書の書き方

1. 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の書き方

- ◎ 住所、氏名及び取得価額（前年前に取得したもの（イ））は、昨年までの申告に基づいて印字しています。
- ◎ 印字している内容に変更がある場合は、抹消線を引き、余白に正しい内容を記載してください。

〈1 住所・2 氏名〉
 1. 原則として、主たる事務所の所在地を記載します。
 2. 押印は不要です。

〈3 個人番号又は法人番号〉
 ・マイナンバー制度にかかる番号を記載します。
 ・個人番号は右詰めでご記入下さい。

〈4 事業種目・5 事業開始年月〉
 4. 事業の内容を具体的に記入してください。複数ある場合は、主たる事業種目を記載してください。また、法人の場合、資本金又は出資金の金額も記載してください。
 5. 個人の方は事業を開始した年月を、法人の場合は設立年月日を記載してください。

令和 6 年 1 月 30 日		令和 6 年度				所有者コード		
受付印		償却資産申告書（償却資産課税台帳）				・記載する必要はありません		
埼玉県久喜市長 あて								
所 有 者	1 住所 (ふりがな) 又は納税通知書送達先	くきししもはやみ 久喜市下早見 85-3 (電話 0480-〇〇-××××)		3 個人番号又は法人番号		8 短縮耐用年数の承認	有 (無)	
	2 氏名 (ふりがな) 法人にあってはその名称及び代表者の氏名	ぜいむくりーにんぐ かぶしきがいしゃ 税務クリーニング 株式会社 様 代表取締役 久喜 太郎 (屋号 税務クリーニング)		4 事業種目 (資本金の金額)	() 百万円	9 増加償却の届出	有 (無)	
				5 事業開始年月		10 非課税該当資産	有 (無)	
				6 この申告に回答する者の係及び氏名	(電話)	11 課税標準の特例	有 (無)	
				7 税理士等の氏名	(電話)	12 特別償却又は圧縮記帳	有 (無)	
						13 税務会計上の償却方法	定率法・定額法	
						14 青色申告	有 (無)	
資産の種類		取得価格				15 市内における事業所等資産の所在地		
		前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)	① 久喜市 下早見 85-3		
1	構築物	14,000,000	0	1,000,000	15,000,000	② 久喜市 間録 251-1		
2	機械及び装置	10,000,000	4,300,000	4,650,000	10,350,000	③ 久喜市		
3	船舶	0	0	0	0	16 借用資産 (有・無)		
4	航空機	0	0	0	0	貸主の名称等 栗橋リース 株式会社		
5	車両及び運搬具	0	0	0	0	17 事業所用家屋の所有区分		
6	工具、器具及び備品	6,000,000	1,700,000	550,000	4,850,000	①(自己所有・借家) ②(自己所有・借家) ③(自己所有・借家)		
合計		30,000,000	6,000,000	6,200,000	30,200,000	18 備考(添付書類等)		
						該当するものに○をつけてください。 1. 資産の増減あり 2. 資産の増減なし 3. 該当資産なし⇒次年度以降の資産増加予定(有・無) 4. 廃業・解散・転出・合併等 (平・令 年 月 日) 令和 5 年 11 月 1 日付、商号変更 旧) ○×クリーニング(株) 新) 税務クリーニング(株)		

〈6・7 応答者の氏名等〉
 6. 問合せ先となる担当部署、氏名、電話番号を記載してください。
 7. 税理士等が関与している場合は、その所属組織、氏名、電話番号を記載してください。
 ※内容についての問合せは、こちらに連絡します。

〈8~14 短縮耐用年数の承認等〉
 ・各項目の有無等について、該当する方を○で囲んでください。
 ※8・9に該当する場合は、承認通知書又は届出書の写しを添付してください。

〈15 事業所等資産の所在地〉
 ・市内にある事業所等の資産所在地について、記載してください。
 ・市内に2ヶ所以上の事業所がある場合は、全てを記載してください。

〈16 借用資産〉
 ・借用資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。
 ・借用資産がある場合は、貸主の名称等を記載してください。

〈17 事業所用家屋の所有区分〉
 ・該当する方を○で囲んでください。
 ※家屋は個人名義・償却資産は法人所有の場合は借家となります。

〈18 備考〉
 ・申告内容について、該当する項目の番号を○で囲んでください。
 ・その他、連絡事項等はこちらに記載してください。

〈取得価額〉
前年前に取得したもの(イ)
 昨年までの申告に基づき、取得価額を印字しています。
前年中に減少したもの(ロ)
 種類別明細書に計上した減少資産の取得価額を、資産の種類別に記載してください。
前年中に取得したもの(ハ)
 種類別明細書に計上した増加資産の取得価額を、資産の種類別に記載してください。
 ※申告漏れや、移動により受け入れた資産は、(イ)ではなく(ハ)に記載してください。

・電算処理による全資産申告の場合は、評価額・決定価格・課税標準額の全ての欄に必ず数字を記入してください。増減のない場合も記入が必要です。
 ・電算処理による全資産申告以外は、空欄のまま申告してください。

2. 種類別明細書（増加資産・全資産用）の書き方

〈資産の種類〉
 ・資産の種類に記載する数字は下の表のとおりです。

番号	資産の種類
1	構築物
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

〈取得年月〉
 ・年号に記載する数字は右の表のとおりです。
 ・年月は資産を取得した年月を記載してください。
 ※1月1日に取得した場合は、その前年の12月を取得年月としてください。

番号	年号
1	明治
2	大正
3	昭和
4	平成
5	令和

〈資産の名称等〉
 ・資産の名称を記載してください。漢字・かな混じりで結構です。

〈耐用年数〉
 ・法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令）の別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数を記載してください。
 ・中古資産について、見積耐用年数を適用している場合は、その耐用年数を記載してください。
 ・短縮耐用年数を適用している場合は、その耐用年数を記載し、承認通知書を添付してください。

〈増加事由〉
 ・資産を取得した事由について、該当する番号を○で囲んでください。

番号	増加事由
1	新品取得
2	中古品取得
3	移動による受け入れ
4	その他

所有者コード		令和6年度 種類別明細書（増加資産・全資産用）										所有者名			No. 9999	
008000001												税務クリーニング株式会社			1枚のうち 1枚目	
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額	耐 用 年 数	減 価 残 存 率	価 額	※課税標準の特例		課 税 標 準 額	増 加 事 由	摘 要
					年 号	年	月					率	コード			
01	1	7	アスファルト舗装	1	5	5	05	1000000	10	0.				①・2 3・4		
02	2	32	乾燥機	1	4	19	09	1650000	13	0.	・電算処理による全資産申告以外は、空欄のまま申告してください。			1・2 3・④	申告漏れ分 H20改正前7年	
03	2	33	ドライクリーニング機	1	5	5	10	3000000	13	0.				①・2 3・4		
04	6	14	液晶テレビ	1	4	27	08	250000	5	0.				1・2 ③・4	R5.5 A市より	
05	6	15	パソコン	1	5	4	12	300000	4	0.				1・2 3・④	申告漏れ分	
06										0.				1・2 3・4		
17										0.				1・2 3・4		
18										0.				1・2 3・4		
小計								6200000								

〈摘要〉
 ・当該資産にかかる特記事項として、ア～クのような事項を記載してください。

ア. 課税標準の特例がある資産については、その旨の表示と適用条項。
 (例：特15-2②)

イ. 他の市町村からの移動等により受け入れた資産については、移動の年月。
 (例：R5.5 A市)

ウ. 耐用年数の短縮を適用している資産については、その旨の表示。
 (例：短縮)

エ. 中古資産の見積耐用年数を適用している資産については、その旨の表示。
 (例：中古)

オ. 増加償却を行っている資産については、その旨の表示。
 (例：増加)

カ. 資産の申告漏れがあった場合は、その旨の表示。
 (例：申告漏れ分)

キ. 耐用年数省令の改正により耐用年数を変更する場合は、その旨の表示。
 (例：H20改正前7年)

ク. その他、当該資産の価格の決定に必要な事項。

〈資産コード〉
 ・資産の種類ごとに、最後の資産コードの続きから連番で番号を記載してください。(最初の取得は「1」から連番)
 ※「令和6年度償却資産種類別明細書」の資産コードを参考にしてください。

〈取得価額〉
 ・資産を取得するために支出した金額（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費などの付帯費用を含みます。）を記載してください。
 ※圧縮記帳は、固定資産税の評価上認められていませんので、圧縮記帳額を含めた取得価額を記載してください。

◎ 種類別明細書（増加資産・全資産用）が不足した場合は、送付した種類別明細書（増加資産・全資産用）をコピーしていただくか、久喜市ホームページから様式をダウンロードしてご使用ください。

3. 種類別明細書（減少資産用）の書き方

〈資産の種類〉

・資産の種類に記載する数字は下の表のとおりです。

番号	資産の種類
1	構築物
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

〈取得年月〉

・年号に記載する数字は右の表のとおりです。

・年月は資産を取得した年月を記載してください。

番号	年号
1	明治
2	大正
3	昭和
4	平成
5	令和

〈減少の事由及び区分〉

ア. 資産の全部が減少した場合
資産を減少した事由については、該当する番号（1～4）を、区分は「1」を○で囲んでください。

イ. 資産の一部が減少した場合
資産を減少した事由については、該当する番号（1～4）を、区分は「2」を○で囲んでください。

※事由「4 その他」に該当する場合は、具体的な事由を適用欄に記載してください。

番号	事由
1	売却
2	滅失
3	移動
4	その他

番号	区分
1	全部
2	一部

〈資産の名称等〉

・「令和6年度償却資産種類別明細書」の資産名を記載してください。

〈摘要〉

・当該資産にかかる減少の具体的な事由等について、ア～オのような事項を記載してください。

ア. 減少資産の申告漏れがあった場合は、その旨の表示。
(例：R4.10 滅失 R5 年度申告漏れ)

イ. 資産の一部が減少した場合は、具体的な減少内容及び当該資産の減少後の数量・取得価額。
(例：3台のうち2台を滅失 残：1台/250,000円)

ウ. 移動により資産が減少した場合は、資産が移動した年月及び移動先。
(例：R5.5 C市へ移動)

エ. 減少事由が「4 その他」の場合、具体的な減少事由。
(例：申告誤り C市所在の資産 等)

オ. その他、当該資産が減少した具体的な事由。

所有者コード 008000001 令和6年度 種類別明細書（減少資産用） 所有者名 税務クリーニング株式会社 No. 9999

1枚のうち 1枚目

行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分				摘要
					年号	年	月				1 売却 3 移動	2 滅失 4 その他	1 全部 2 一部		
01	2	12	プレス機	1	4	09	03	2500000	13	H10	1・2・3・(4)	(1) 2	R4.10 滅失 R5 年度申告漏れ		
02	2	14	シミ抜き機	1	4	21	07	1800000	13	H22	(1)・2・3・4	(1) 2			
03	6	3	ルームエアコン	2	4	11	10	500000	6	H12	1 (2)・3・4	1 (2)	3台のうち2台を滅失 (残：1台/250,000円)		
04	6	9	キャビネット	1	4	25	04	1200000	5	H26	1・2 (3)・4	(1) 2	R5.5 C市へ移動		
05											1・2・3・4	1・2			
06											1・2・3・4	1・2			
17											1・2・3・4	1・2			
18											1・2・3・4	1・2			
↑必ず記載すること				小計				6000000			← 合計額を申告書の「前年中に減少したもの(口)」欄へ				

〈抹消コード〉

・当該資産にかかる「令和6年度償却資産種類別明細書」の資産コードを記載してください。

・一部減少の場合も、コードの記載をお願いいたします。

〈数量・取得価額〉

・資産の全てが減少した場合は、「令和6年度償却資産種類別明細書」を参考に、当該資産の数量及び取得価額を記載してください。

・資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した数量及び金額を記載してください。

※減少後の数量・金額は記載しないでください。

◎ 種類別明細書（減少資産用）が不足した場合は、送付した種類別明細書（減少資産用）をコピーしていただくか、久喜市ホームページから様式をダウンロードしてご使用ください。

償却資産申告のチェックリスト

提出期限

令和6年1月31日(水)

※申告書を提出する前に、次の確認をお願いします。

《 償却資産申告書について 》

- 所有者欄の住所、氏名（会社名）に変更はありませんか。
- 申告に应答する方の連絡先は記入されていますか。

《 種類別明細書について 》

- 久喜市内にある資産ですか。
- 資産の取得年月、取得価額、耐用年数が正しく記入されていますか。
- 増加（減少）事由の欄に○が記入されていますか。
- 申告漏れの資産は摘要欄にその旨記載されていますか。

《 申告対象について 》

- 耐用年数を経過し、減価償却を終えた資産や簿外資産も申告していますか。
- 家屋として評価される部分は申告から外していますか。
☞〔申告の手引き p5 5.家屋と償却資産の区分〕

《 添付書類について 》

- 控えの返送をご希望の方は、切手を貼った返信用封筒を同封されていますか。
- 非課税、特例の対象資産をお持ちの場合、その届出書等を添付されていますか。
☞〔申告の手引き p9 2.非課税・課税標準の特例〕

◆適正な申告処理のため、記入漏れや記入誤りがあった場合、申告書記載の連絡先に確認の電話をさせていただいております。ご協力をお願いします。

◆提出先・お問い合わせ先

（郵送の場合、宛名ラベルとして封筒に貼付してご利用ください）

〒346-8501
埼玉県久喜市下早見 85 番地の 3
久喜市役所 資産税課 家屋係
償却資産担当 行

